

「戦後」を問い直す

—ピースおおさか裁判と歴史認識をめぐる社会闘争

齊藤 日出治[†]

はじめに

平和資料館における展示資料は、市民社会における集合的な歴史記憶を表現するものであり、それゆえすぐれて政治的な意味をもつ。その展示内容を改変することは、集合的歴史記憶のありかたをめぐる社会闘争を引き起こし、その社会闘争は法廷闘争へと発展する。

2015年4月30日、ピースおおさか（公益財団法人大阪国際平和センター）の展示がリニューアルされて再開した。リニューアルの契機となったのは、2011年に統一地方議会選挙で大阪維新の会が大勝し、大阪府議会と大阪市議会で第1党になったことである。大阪維新の会は、すでに地方議会選挙以前から、ピースおおさかの展示内容を「史実を歪曲するもの」であり「自虐史観」に依拠する、と批判してきたが、選挙勝利後にその主張にもとづいて展示内容の具体的な改変に着手し、2013年には、南京大虐殺をはじめとするいわゆる加害展示を撤去したりリニューアル構想を打ち出す。

このリニューアル構想を危惧した市民が、2013年に「『ピースおおさか』の危機を考える連絡会」を立ち上げ、改悪リニューアルに抗議する運動を展開する。リニューアル・オープンが差し迫った2015年1月に、この会のメンバーのひとり（竹本昇氏）がピースおおさかに非公開で検討されてきた展示内容についての文書を開示するよう求めた。しかし、ピースおおさかは、賛否両論がある展示内容についての文書を事前公開することは市民の混乱を招く、として非公開決定を通知し、非公開のままに同年4月30日にリニューアル・オープンする。

情報公開を求めている市民は、同年8月に大阪市、大阪府、ピースおおさかに対して、リニューアル・オープン前に展示内容についての文書を情報公開しなかったことは大阪市・

[†]大阪産業大学 経済学部 元教授

草稿提出日 3月29日

最終原稿提出日 3月29日

大阪府の情報公開条例違反だ、とする民事訴訟を起こす。この裁判は1審の大阪地裁でいずれも原告が敗訴するが、2審の大阪高裁では、大阪市と大阪府を被告とする訴訟で原告が逆転勝訴した（ただし、公益財団法人ピースおおさかを被告とする裁判では、1審と同様に原告の訴えは斥けられる）。

この訴訟で市民が問うたのは、リニューアル展示内容の非公開という問題だけではなく、戦争の悲惨な現実を市民の心に刻むという趣旨で設立されたピースおおさかが、展示内容を大幅に改変し戦争の悲惨な現実を市民から隠すことによって、その設立趣旨を歪曲した展示館へと変質してしまったことが告発されたのである。展示内容の情報非公開は、このようなピースおおさかの変質に対する市民の抗議を封殺するために行政がとった措置にはかならなかった。

したがって、この訴訟で問われたのは、市民の集合的な歴史記憶の表現装置であったピースおおさかが市民の集合的な歴史記憶を抹殺する装置へと変質したことであり、大阪府および大阪市の行政権力が市民と敵対して、市民の集合的歴史記憶を抑圧する権力としてたちあらわれたこと、であった。

だが、行政権力による市民の歴史認識の抑圧は、より根源的な社会の危機を反映している。より根源的な社会の危機とは、1945年の敗戦によって出現した戦後社会が戦前と手を切り、過去をすっかり清算した白紙の状態で新しい社会を創造したとする神話が大きく揺らぐようになったことである。この神話の動揺が、神話によってひそかに温存されていた社会意識を市民社会の表舞台に浮上させる。つまり、敗戦を否認し、侵略戦争でおこなわれた国家犯罪をなかったものとし、あるいは国家犯罪を隠そうとする集团的願望が市民社会の表舞台に公然と出現したのである。

したがって、この法廷闘争では、市民の歴史認識を抑圧する行政権力が審問に付されていると同時に、「戦後」という歴史認識そのものが審問に付されたのである。本論が課題とするのは、この裁判を通して浮かび上がった「戦後」という名で表象されている歴史認識を根源から問い直すことである。

一 展示リニューアルとピースおおさかの根本的変質

1991年に開設されたピースおおさかは、大阪市、大阪府の市民が大阪大空襲をはじめとする戦争の悲惨な現実を記憶するための展示館としてスタートした。そこでは、大阪空襲の被害を物語る写真、防空壕の展示などと並んで、広島・長崎の被爆の写真、沖縄の強制集団死の写真、そしてアジア各地で日本がおこなった犯罪行為を示す写真や記録が展示さ

れた。ピースおおさかの設置理念を掲げた「展示のしおり」には、大阪が空襲を受けて廃墟に化したことと「同時に、1945年8月15日に至る15年戦争において、戦場となった中国をはじめアジア・太平洋地域の人々、また植民地の朝鮮・台湾の人々にも多大の危害を与えたことを、私たちは忘れません」と記して、大阪市民がこの戦争の被害者であるだけでなく、同時にアジアの民衆に対する加害者でもあったことを心に刻む展示館であることを強調している。

そこには、市民が国家に動員されて戦争に駆り出され被害者であると同時に加害者になってしまった自己を深く記憶にとどめ、市民がそのような侵略犯罪の主体になる（あるいは、そのような主体にさせられる）ことを拒否する決意が込められている。

この決意は、戦後日本の社会においてとりわけ重要な意味をもつ。戦後日本の社会を形成する基本理念は「国民主権」だとされ、そこに天皇を主権とする戦前社会との根本的切断があるとされる。これは一見すると自明なことであるかのようにみなされているが、国民は自動的に主権者たることが保証されているわけではない。国民が主権者であるのは、国民が国家によって引き起こされる戦争を拒否するかぎりにおいてであり、戦争を二度と起こさないと決意しそのための努力をすることによってである。そして、ピースおおさかの設置理念には、ほかならぬその決意が刻まれているのである。

日本国憲法の前文には、「日本国民は、…政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きることのないやうに決意し、ここに主権が国民に存することを宣言」すると謳われている。

戦争は自然災害のように天から降ってくるものではなく、国家によって引き起こされるものであり、国民は国家に戦争をさせないことを決意することによって主権者たりうる、という理念が、やはり憲法前文でも謳われている。日本国憲法は、それ自身が国民主権を保証しているのではなく、国民がみずから国家に戦争をさせないと決意しそのための努力をすることによってはじめて主権者たりうる、と語っているのである。その意味において、ピースおおさかは憲法前文の理念を継承しているということができよう。

では、リニューアルされたピースおおさかはどうなったのか。そこでは、アジアの民衆に対する加害の事実を語る展示を撤去することによって、戦争の悲惨な事実を市民から隠し、その逆に国民が戦争に積極的に関わったことを讃える展示が登場する。当時は日本だけでなくどの国も戦争していたことが強調され、国民が戦火のなかでたくましく生き抜いたことが讃えられ、さらには戦後日本のめざましい復興が強調される。

このような展示内容の変更は、国民による主権の放棄を意味し、国民に代わって国家および地方行政が国民を統治する主権者としてたちあらわれたことを意味する。

戦前の日本は、アジア各地で植民地支配を拡大する途上で、その支配地域にかならず歴

史博物館を建設した。日本は、1895年に台湾を植民地化した後に、1908年に台湾総督府博物館を、1910年に朝鮮を植民地化した後に、1915年に朝鮮総督府博物館を、1917年には「関東州」に関東洲満蒙物産館を、1931年に「満州国」を偽造した後に、1935年に国立博物館を、それぞれ設立している。これらの博物館には、日本が現地で奪い取った文化財や歴史遺跡を展示し、それらの展示物を大日本帝国の国威の象徴として来館者に誇示すると同時に、帝国日本と植民地とが一体のものであることがアピールされた。これらの博物館は、日本人だけでなく植民地の民衆までも大日本帝国の戦争へとかりたてるための政治的装置として機能したのである。リニューアルされたピースおおさかは、あたかもこの戦前の歴史博物館と同質の政治的装置へと変貌したかのようである。

ピースおおさかのこのような根本的変質の契機となったのは、すでに見たように、大阪維新の会による地方行政の掌握であり、その背後には歴史修正主義と呼ばれる歴史認識の台頭がある。しかし、本論で問いたいのは、そのような政治権力、および歴史認識の台頭の背後にある、「戦後」という社会体制であり、その社会体制の危機と構造転換である。

二 「戦後」とは何か—民衆の主権放棄の社会秩序

1 過去との断絶という「創造神話」—「モダニティの神話」

「戦後」という言葉は、日本社会においては固有の政治的意味をはらんでいる。この言葉は、日本人が敗戦という事実と向き合うことを回避させると同時に、「戦後」が「戦前」と根本的に切断された時代だというイメージを随伴する。「戦後」という言葉は、「戦後」を「戦前」と切り離すことによって、日本人が敗戦という事態に向き合うことを回避させるイデオロギー装置として機能したのである。それゆえ、きわめて逆説的なことに、日本社会は敗戦と向き合うことを回避することによって、「戦前」をひそかに「戦後」へと引き継いだのである。つまり、「戦前」との根本的な切断という時代表象が、「戦前」を継承する神話としての作用を果たしたのである。

このような過去との断絶という表象によって過去を事実上継承するという神話作用を西欧近代史において読み込んだのが、デーヴィッド・ハーヴェイ『パリーモダニティの神話』である。ハーヴェイは、近代世界がそれ以前との根本的切断という表象を生み出すことによって、ひそかに近代に先立つ王政を継承する復古体制を生み出した歴史過程を考察し、それを「モダニティの神話」と呼ぶ。

「モダニティをめぐる神話のひとつに、それが過去との根本的切断を構成するものであるという神話がある。この断絶はおそらく、過去に準拠せず、あるいはもし過去が障碍と

なるならそれを抹消することで、新たなものを刻印できるタブラ・ラサとして世界を見ることを可能にするある秩序に由来する」（D・ハーヴェイ、邦訳7頁）。

ハーヴェイが念頭に置いているのは、フランス革命後の19世紀におけるパリの都市改造である。パリの都市改造は、文字通り「モダニティの神話」によって推進された。ルイ・ボナパルトは1851年のクーデタによってフランスの第二共和制を打倒し、王政復古を成し遂げ、第二帝政をうちたてる。しかし、その第二帝政のもとで、フランスはめざましい資本主義的成長を遂げる。そして、首都パリは資本主義にふさわしい都市空間に大改造される。この首都改造の任務を負って登場するのが、セーヌ県知事のオスマンである。そして、ルイ・ボナパルトとオスマンが第二帝政を統治するに当たって依拠したのが、「モダニティの神話」であった。この神話は、社会を白紙状態に還元し、そこにまったく新しい世界を創造するという社会表象を定着させる。

「私はモダニティのこうした考え方を神話と呼ぶ。なぜなら、根本的断絶という観念は、それがおそらく起こらない、そして起こり得ないという豊富な証拠があるにもかかわらず、人々に浸透しそれを納得させる力を備えているからである」（同、邦訳7頁）。

そして人々がこの神話にしたがって行動することによって、過去がひそかに継承される。ボナパルトとオスマンは、「直接の過去の思考や実践の恩恵を受けていないことを示すために、自分と皇帝の周囲に根本的断絶という神話をうちたてる必要があった。…それは創造神話を創出し、帝政という慈悲に富む独裁主義に取って代わるべき体制は存在しないという考えを揺るぎなきものにした」（同、17頁）のである。

2 「戦後」という「創造神話」

日本は、敗戦によって、ハーヴェイが指摘する「モダニティの神話」に匹敵する、あるいはそれ以上の神話を創造した。パリにおける「モダニティの神話」が、第二帝政という王政復古を正当化することによって資本主義的秩序を構築するイデオロギーとして機能したのに対して、戦後の日本は、敗戦によって軍事占領された他者＝米国によって強いられた体制によってこの神話を創造した。その意味で、過去との切断という神話の呪縛力は、「モダニティの神話」以上に強力であった。

戦後日本は、戦前とまったく隔絶した法体系と経済秩序の上に再建された、という神話がそこから出現する。戦後日本の社会は、法秩序において、天皇を主権者とする欽定憲法から国民を主権者とする日本国憲法へと転換し、経済秩序において、富国強兵を方針とする植民地主義と侵略戦争の体制から、市場取引、外国貿易による平和的な経済体制へと転換した、とみなされる。

日本が軍事国家から平和国家へと転換したこと、武力に頼る富国強兵路線から平和的な経済力に頼る経済成長路線へと転換したこと、それはほとんどだれの目にも疑いのない自明のこのようにして受けとめられる。しかし、「戦後」の神話性は、このだれも疑うことのない自明のことにおいてこそ作用するのである。

戦後日本においては、日本国憲法という法体系と経済成長という経済秩序によって戦前の社会秩序を刷新した、まったく新しい社会が出現した、という表象が定着する。

だが、この表象が神話だということがしだいに暴かれるようになる。日本国憲法では、天皇を「国民統合の象徴」として承認し、天皇の皇位継承権が国是とされている。それは、日本国憲法が戦前と同じ国体の護持の上に存立する法秩序であることを語り出す。日本の国体は敗戦によって解体されることなく堅持された。むしろ、後述するように、日本の支配層は国体を護持するために敗戦を受け入れたのである。それは、敗戦時において日本の支配層が無条件降伏を受諾する最低限の条件であった。そして、国体の護持と引き替えに、日本は米国の軍事的支配を受け入れる。米国にとっても、国体の護持は、日本の占領政策を効果的に進めるのに好都合な条件であった。

この国家間の取引によって、日本の民衆は、事実上、みずからの主権を二重に譲渡する。ひとつは天皇制という国体の秩序であり、もうひとつは米国の軍事的支配である。そして、この二重の主権の疎外状態の上に日本国憲法が存立する。日本国憲法では、たしかに「国民主権」が謳われている。だが、日本国憲法という法の原理は、国体の護持と米国の軍事的な主権という二重の主権委譲を保証する装置であり、そこで謳われる国民主権は、その主権委譲を覆い隠すと同時にその主権委譲を保証する神話として作用した。

この主権の二重の疎外状態は、日本が主権を回復した1951年のサンフランシスコ講和条約以降も継続される。この年の9月8日に日本が講和条約に調印して、その数時間後に日米安保条約が締結される。この日米安保条約によって、日本における米軍基地は、日本の国家主権が及ばない治外法権の空間として位置づけられる。日本は国家主権を回復すると引き替えに、米軍に基地を提供し、その基地を国家主権の及ばない治外法権の地帯として承認したのである（豊田祐基子 [2009] 20頁を参照）。そして、その米軍基地の大半を沖縄に押しつける。日本は主権国家を回復する代償として沖縄を米国の主権に委ね、沖縄を戦後も植民地化し続けたのである。この状態は1972年の「沖縄返還」後も変わることはなかった。

この日米関係を正当化した言説が、いわゆる「統治行為論」である。1959年の砂川裁判の最高裁判決では、最高裁判所が米軍基地に対する合憲・違憲の判断を回避し、この判断によって、日米安保条約は日本国憲法よりも上位に位置することになる。

このような日米安保条約による日本の米国への軍事的従属と、米国による日本国憲法の「押しつけ」を根拠にして、日本の戦後体制を米国への従属の体制としてとらえ、米国の支配からの脱却を唱える主張が高まっている。だが、日本の戦後体制は、国体を護持するためにこそ米国への軍事的従属を不可欠の条件としたのである。後述するように、国体の護持こそが戦後日本の基本をなす。それは日本国憲法の憲法判断を超えた権力として現前している。最高裁判所が米軍基地の憲法判断を回避するのは、米国の軍事的支配に日本が屈しているためではなく、国体という権力が憲法を超えて支配しているからである。だから、国家を左右する案件を裁判所が判断保留することは、日米安保条約にかぎられない。矢部宏治〔2014〕は、「統治行為論」が福島原発訴訟でも適用される可能性があったことを指摘している。「統治行為論」は、司法が行政や立法から独立して法にもとづいて判断を下す三権分立の原則を明らかに侵害し、国民主権の原理を侵害している。そのような「統治行為論」が日本の将来を左右する重大な意思決定においてたえず浮上するのはなぜか。それは、戦後日本の社会が国体の護持によって支えられているからであり、民衆の主権が国体に委譲されているからにほかならない。

したがって、「国民主権」を謳う日本国憲法は、戦前の社会をすっかり精算して戦後社会の根本原理として設定されたのではなく、日米の国家間妥協という、民衆の主権の二重の疎外状態の上に、民衆の主権譲渡を正当化するための神話として日米の権力者によって導入されたのである。国体の護持という日本の支配層の利害と、在日米軍基地によって極東戦略を推進しようとする米国の支配層の利害との国家間妥協を確保する神話として日本国憲法が作用しているのはそのためである。

3 日米の国家間妥協を支えているもの

では、日本の支配層が国体の護持を望み、米国の支配層がそれと引き替えに日本の軍事的支配を望む、この日本による国体の護持と米国による軍事的覇権の掌握という日米支配者の国家間妥協を根底で支えているものは何なのだろうか。

この問いを考える際のヒントを与えてくれるのが、河原宏『日本人の「戦争」』である。河原はそこで、日本の敗戦間際の、1945年2月に近衛文麿が天皇に送った上奏文に注目する。

日本の軍部は、沖縄戦が始まった頃から本土決戦を予期しその準備を進めていた。それに対して、近衛が懸念したのは、もし本土決戦を敢行すれば日本の国体が崩壊する恐れがある、ということであった。実際、軍部は本土決戦になれば、各地域が分断され、「各地域は中央の指示によることなく、それぞれ独自の判断によって戦う」（河原宏、143頁）ことになるだろう、と想定していた。その行き着く先は、日本人ひとりひとりが自分の判断

で戦うか、それとも戦うのをやめるかを決めることになる、ということである。天皇の意思、あるいは支配者の意思ではなく、日本人ひとりひとりが自分の判断で行動すること、近衛にとってそのような状況こそが「組織的な『国体』の否定」であり、「共産主義革命」（同、144頁）を意味していた。そのような状況はなんとしても避けなければならない。それは、近衛ひとりではなく、「天皇制支配層に共通した発想」（同、142頁）であった。

そこで、近衛は天皇にこう上奏する。「敗戦は遺憾ながら最早必至なり」（同、140頁）。だがたとえ敗戦を受け入れても、革命だけはなんとしても回避して、国体を護持しなければならない。いま日本で「戦争完遂、米英撃墜、一億玉砕」を唱えているのは、「国内の混乱を企てる共産分子」であり、「国体の衣をつけたる共産主義者」（同、141頁）である。近衛にとって、本土決戦を唱える軍部の強硬派が、しだいに「国内の混乱を企てる共産分子」（同、141頁）に見えてくる。

日本の支配者は、こうして国体を護持するために、本土決戦を回避し、ポツダム宣言を受諾して、敗戦を受け入れる。つまり、日本は1945年8月15日の天皇の「玉音放送」によって「終戦を迎えた」のである。それは国体を護持するためであり、天皇と支配者の意思と判断によって敗戦を受け入れたことを意味する。このような敗戦の受諾は、革命を回避するため、つまり日本人ひとりひとりが自分の意思と判断で戦争を続けるか否かを決定することを回避するためであった。

つまり、国体の護持とは、日本人民衆がみずからの判断で意思決定することのない体制を維持することである。日本人民衆はみずからの意思で戦争をやめる決定をせずに、他者＝天皇および支配層の意思で戦争をやめる。「戦後」とは、日本人民衆がみずからの意思で戦争をやめない状態を体制化したものであり、その状態が今日においてもなお持続しているのである。

言い換えると、国体の護持とは、日本人ひとりひとりがみずからの主権を国体に譲渡することを意味する。そしてその国体を護持するために、日本は米国への軍事的服従を受け入れる。そのような国家間妥協の上に「戦後」という日本の社会体制は存立している。その状態が戦後70年以上を経過した今日もなお続いているのである。

日本人には、みずからが戦争をしたという当事者意識が欠落しているのではないか、ということがしばしば指摘されるが、それはこのような民衆の主権の譲渡に起因し、主権者意識の欠落に由来している。天皇という他者の意思にしたがって戦争を始め、その意思にしたがって戦争を終え、その判断放棄の状態を戦後もずっと持続させている。この日本人の判断放棄が、日米の国家間妥協を支え、その上に日本国憲法を存立させ、「統治行為論」という治外法権の世界を創り出しているのである。

三 侵略戦争を続けている日本人

日本人がみずからの意思と判断で戦争をやめていない、ということは何を意味するのか。それは日本人がみずからの意思と判断で侵略をやめていない、ということの意味する。日本人は今日にいたるまで侵略戦争を続けている。その社会意識を裏付ける証言はいくつも挙げるができる。ここでは二つの事例だけ紹介することにしたい。

1 「黒字の支店も閉店する」

読売新聞社編『昭和史の天皇』第14巻（1971年）のなかで、元「支那派遣軍参謀」の小笠原清氏は、中国での敗戦時におけるみずからの思いをつぎのように回想している。

「これは支那派遣軍全体の気持ちなのだが、われわれは負けているのではない。全部戦いは勝っている。本店が商売に失敗してノレンを下ろすから仕方がない、黒字の支店も閉店する。実力上は万全の体制にあるんだ」（同、124頁）。

この旧参謀は、敗戦時に中国で自分たちは「負けているのではない」という気持ちを抱き、その気持ちを戦後もずっともち続けていることがわかる。それは小笠原氏ひとりの思いではなく、「支那派遣軍全体の気持ち」なのだ。

「黒字の支店」とは何を意味するのか。旧参謀はこう語る。

「中国では綿花、食糧などすべて自活していて、必要物資は内地に送ってやっているくらいでした。つまり、日本をわれわれの力でささえてやるぞという意気込みだったんです」（同、124頁）

当時の日本軍は、侵略先の現地で戦闘および自分たちの生活に必要な物資を「調達」する行為を「現地自活」と呼んでいた。「現地自活」とはどういうことか。農民の暮らす村に押し入って、米、野菜、家畜、家財道具、衣類などを略奪することである。あるいは農民にそれらの食料や財産を日本軍に差し出させる、ということである。その略奪行為や徴用を「自活」と呼び、「支店」の経営は「黒字」だと表現する。敗戦後20数年を経過した時点でなお、日本人はアジアに行使した略奪・徴用という犯罪を「自活」と呼び、「支店の経営は黒字だ」として回想する。つまり、日本人はみずからの意思と判断で侵略戦争をやめることなく、いまなお侵略戦争を続けていることがわかる。

2 「住民の生活の中に我々の掃討の戦闘があった」

日本は海南島を1939年2月から1945年8月まで軍事占領した。その日本軍の一員として海南島に侵入した愛知県の小栗宏嗣氏は、「海南島掃討作戦—海軍第一五警備隊」と題す

る手記のなかで、当時の海南島の農民の暮らしをつぎのように描いている。

「[海南島農民の生活] 水準は低かった。一步山間部に入れば勿論電灯はなく、せいぜいランプか蠟燭だった。主食の米は硬質で、稲の丈も小さい。年二回の収穫だが収量は少ない。灌漑の方法も幼稚で、足踏み回転の水車ぐらいで、日本より技術は大部低かった。生活の収入源は黒豚や家鴨で貴重な家畜である。卵は暑さのため早く腐るためか、赤土と岩塩をこねた所に入れ、時々取り出しては市場に売りに出していた。これら住民の生活の中に我々の掃討の戦闘があった。」(総務省平和記念展示資料館、所収)

小栗氏は、海南島の当時の農民の暮らしをかなり詳細に記憶して、農民の生活状態、農業技術、食料について記述した後で、「これら住民の生活の中に我々の掃討の戦闘があった」と結んでいる。

海軍第一五警備隊というのは、海南島を占領統治した五つの部隊(第一六警備隊、佐世保鎮守府第八特別陸戦隊、横須賀第四特別陸戦隊、舞鶴第一特別陸戦隊)のうちの一つである。この五つの部隊は、海南島の占領期のあいだに、島の各地の村落を襲撃し、乳幼児、女性、高齢者を問わず、家に押し込めて焼き殺し、銃剣で刺し殺し、銃殺した。島の北東部を占領した第一五警備隊は、1945年7月30日に、北東部にある秀田村を襲い、140人の村人を二軒の家に閉じ込めて生きたままガソリンをかけて火を放ち全員を焼き殺した。

わたしたちは海南島の秀田村を訪問して、この襲撃の際にかろうじて生き延びた三名の方から話を伺うことができた。その一人である陳朗宏さん(1928年生)は、襲撃から逃れて逃げた後、村に戻ったときの様子をつぎのように語っている。

「たくさんの焼け焦げた遺体が重なっていた。スミのようになっている遺体もあった。ある人は水桶の中に、ある人は窓の端を掴んで、逃げだそうとする姿で死んでいた」(写真集『日本の海南島侵略と抗日反日闘争』紀州鉾山の真実を明らかにする会制作、2007年、8頁)。

この秀田村の村人の証言から、小栗氏の言葉の意味を理解することができる。小栗氏は、海南島の村を襲撃し無抵抗な村人を無差別に殺害する行為を「討伐」、つまり<悪い者を懲らしめる>と記している。海南島の村人の暮らしを破壊し、村人を殺害し、村の貴重な食料や財産を略奪するみずからの行動を「討伐」と称して回想しているのである。小栗氏も同様に、敗戦後の今日においてもなお、侵略戦争をやめることなく続けていることが、その回想録からうかがい知ることができる。

要するに、「戦後」とは、多くの日本人がみずからの意思と判断で侵略戦争をやめることなくなお続けている状態を制度化した社会なのである。そして日本国憲法は、戦前とは

切断された戦後という表象を支える原理であることによって、侵略戦争を継続している日本人の社会意識を構造化する神話作用として機能している。

侵略戦争をみずからの意思と判断でやめていない状態を続けているから、日本人はみずからが侵略戦争においておこなったおびただしい国家犯罪について、その事実を確認しない、犠牲者の名前・人数・遺骨の所在を明らかにしようとししない、被害者およびその遺族に謝罪しない、責任者を裁かない、被害者と遺族に補償しない、という状態を継続させているのである。

四 経済成長という神話作用—日米の国家間妥協の構造化

日本の戦後体制において「創造神話」としての役割を果たしたのは、日本国憲法だけではない。戦後の経済成長は、軍勢力を強化し植民地支配と侵略戦争を通して国富を追求した戦前の富国強兵策を一新して、「平和と自由」を理念とする経済体制として「戦後」を表象させる重要な神話作用を果たした。この経済成長体制も、日本国憲法と同様に、日本の民衆が主権を日米の国家間妥協に委譲する体制を構造化する神話作用を果たしたのである。

戦後の日本経済は、1955年－1973年のあいだの高度経済成長、1974－1980年代前半の輸出主導型成長、1985－1990年のバブル経済、に大きく区分されるが、この時期はいずれも、
<日本が経済成長を通して国民の生活と国富の増進を追求した時代>として共通に表象される。

この経済成長体制は、まず日本人の生活様式の根本的な転換をもたらした。農村から都市への人口移動が急速に進み、とくに若年労働力の都市への移動を通して、日本人のライフスタイルは都市をモデルとするようになる。都市で団地という集合住宅に住み、企業に就職して、賃金労働によって生活収入を確保し、食品・衣類・家電製品などの生活必需品、自動車、住宅などを購買し消費し、核家族を生活の単位として暮らす、というアメリカ型生活様式が日本人の暮らし方の基本的なモデルとなる。つまり、経済成長体制を通して、米国の支配が、軍事的次元だけでなく、文化的、精神的、イデオロギー的次元において日常的に浸透し定着する。アメリカが日本の民衆の心性のなかにどっしりと根を下ろすようになる。日本の民衆にとって、軍事的に威圧するアメリカと、みずからの身体の内面に入り込んだアメリカとが交差することによって、そこに反米感情と親米感情が入り交じった複雑なアメリカ感がかたちづくられる。

たとえば、東浩紀 [2008] が洞察したように、日本の若者のオタク文化には、この複雑

な対米感情が語り出されている。アニメ、コンピュータゲーム、SF、特撮などのオタク文化は、米国のサブカルチャーから輸入されたものにほかならない。この米国発の文化を素材にして、日本のオタク文化は減び去った純日本的なものを再生させようとする。

「オタク的な日本のイメージは、…戦後のアメリカに対する圧倒的な劣位を反転させ、その劣位こそが優位だと言い募る欲望に支えられている」（同、23頁）。

だが、このアメリカへの日本の文化的・精神的・イデオロギー的服従は、日本の国体の護持という支配者の要請がもたらした代償にほかならない。高度経済成長は、したがってアメリカの文化的支配と並行して、天皇制にもとづく国体の秩序が日本人の日常生活に浸透していく過程でもあった。冷蔵庫、洗濯機、テレビというアメリカ発の家電製品を「三種の神器」と呼んで、天皇制が違和感なく日常生活に根を下ろし、テレビや週刊誌を通して天皇一家が映し出されることによって、国体が民衆の日常生活に根づいていく。

戦後日本の政権を掌握した自由民主党は、米国の軍事的支配を受容し米国の核の傘の下で軍事的負担を軽減し経済成長に政策の重点を絞るという方針を長期にわたって保持する。1952年の「吉田ドクトリン」がそれである。

日米の国家間妥協を構造化した経済成長体制は、したがってすでに見たように、日本人民衆の主権を二重に疎外する体制にほかならなかった。国民総生産、国内総生産の指数の急成長による国富の増進は、日本を「経済大国」に押し上げ、国民の物質的生活を表面上は豊かにしたが、それは日本人の主権の二重の疎外状況をますます深化させていくことを意味した。

経済成長の深部で進行するこの事態に目を向ける研究者（とりわけ経済学研究者）はごく例外であった。とはいえ、経済成長を日本人民衆による主権の疎外状態においてとらえようとする思想家はごくわずかであるとはいえ、存在した。たとえば、森有正 [1979] は戦後25年が経過した時期（1970年）に、経済成長を生きる日本人の暮らしを奴隷状態にたとえて、こう語る。

「奴隷を思う存分こきつかうためにおいしいものをたくさん食べさせる、どうもそんなことが日本の上で起こっているような気がしてならない」（34頁）。

日本の民衆がみずからの意思と判断で侵略戦争をやめない、という状態を制度化した経済成長体制は、民衆自身による暮らしの自律を育てるのではなく、大衆消費生活に身を委ねる欲望の物象化をもたらす。人々は、消費財の購入によって、みずからの暮らしと欲望を一元化し、その一元化された暮らしのなかに安住する。自己の経験と判断にもとづいて他者との関係を築き上げるのではなく、物象に依存して手っ取り早く快適な暮らしを求める。不快や苦痛を回避し安楽に身を委ねるこのような暮らし方を、藤田省三 [1994] は、「安

楽」への全体主義」と呼んだ。

藤田省三にとって、この全体主義は、戦前に天皇＝国体に身を委ね、国体という他者の意思にしたがって侵略戦争へとみずからを駆り立て、アジアの民衆の暮らしを暴力的に破壊した全体主義を戦後において再生産するものであった。

「かつての軍国主義は異なった文化社会の人々を一層殲滅することに何の躊躇も示さなかった。そして高度成長を遂げ終えた今日の私的『安楽』主義は不快をもたらす物全てに対して無差別な一層殲滅の行われることを期待して止まない」（同、5頁）。

戦前の軍国主義と戦後の経済成長を＜全体主義＞という共通の概念でくくる藤田省三のまなざしは、何に根ざしているのだろうか。戦前の軍国主義においては、民衆が天皇＝国体にみずからの主権を委ね、戦後の経済成長においては、民衆が日米の国家間妥協にみずからの主権を委ねる。いずれの全体主義も、民衆の主権の委譲から生じている。

戦後の経済成長は、日本のアジア侵略戦争との切断でなく、その連続性の上に存立していることが明らかとなる。先に言及した元「中国参謀」による「中国支店は黒字」という表現は、日本が高度成長を経た1970年代初頭の時点で中国の侵略戦争を振り返ったときに語られた言葉である。侵略戦争を＜商店の経営＞という基準で回想し、略奪行為を「経営の黒字」として表象することのうちに、侵略戦争をやめていない日本人の意識が経済成長においてなお存続していることをうかがい知ることができよう。

五 「戦後」という「創造神話」の危機

1 国家間妥協の揺らぎ—冷戦の終焉と経済成長の収束

日米間の国家間妥協によって制度化され、日本国憲法と経済成長の神話作用によって組織されていた「戦後」社会は、1990年代に深刻な危機に直面する。「戦後」体制の危機をもたらした二大要因、それは、冷戦という戦後の国際秩序が崩壊したこと、および日本経済が深刻な長期的危機に入ったこと、であった。

1989—1991年に社会主義諸国が連鎖的に崩壊し、ソ連邦の解体をもって、冷戦体制が終焉する。この冷戦の終焉は、米国の極東軍事戦略の根本的な転換をもたらす。冷戦時代における日本の米軍基地は、ソ連邦、中国、朝鮮民主主義人民共和国、東南アジアの社会主義諸国を軍事的に封じ込めるためのアジアにおける主要拠点であった。冷戦の崩壊は、米国にとっての日本の軍事基地の意味を大きく変ずることになる。米国は日本に固定した基地を置いて巨額の財政負担を負うよりも、中東、ヨーロッパ、ユーラシアなどの情勢を見据えながら臨機応変に柔軟で機動的な軍事戦略を必要とするようになる。

一方で、日本経済は、1990年以降バブルの崩壊を契機として深刻な危機を経験する。この経済危機は、景気循環上の不況とは異なり、戦後日本の資本主義が築き上げた企業主導型蓄積体制そのものの構造的危機であり、日本資本主義の構造転換を促す危機であった。この構造的危機から脱出するために、日本は、企業別組合による労働者の企業への包摂（日本的経営という名で呼ばれる労働者管理方式）、メインバンク制あるいは護送船団方式と呼ばれる企業と銀行の緊密な連携、株の相互持ち合いによる企業間の緊密な協力関係（系列と呼ばれる）といった制度にもとづく蓄積体制を転換し、新自由主義的な蓄積体制へと大きく舵を切るようになる。労働者の解雇を自由におこない、労働力を自由に調整できるような契約社員や労働者派遣制度が導入され、企業間の統合や合併が進む。

さらに1980年代後半以降、円高を契機に日本の巨大企業は海外進出を進め、グローバルな経営戦略を推進する。日本の巨大企業は、海外の低賃金労働者を雇用し外国の技術者・社員を積極的に採用することによって、かつての経済成長時代のように、国内の労働者の生活を企業に丸ごと包摂するという国民統合の媒体としての役割をしだいに後退させていく。さらに、日本企業は、日本国内の地域から工場を引き揚げ、海外に進出することによって、国内の産業を空洞化させ、地域の衰退を加速させる。こうして、経済成長のゆきづまりと長期の経済不況によって、かつてのように経済成長を通して日米の国家間妥協を強固なものにし、国体を護持する体制が大きく揺らぐようになる。

冷戦の終焉と日本経済の長期的危機への突入は、こうして日本における米軍の軍事戦略の転換と経済成長体制による国民統合の機能の衰弱をもたらすことによって、戦後にうちたてられた日米の国家間妥協による社会統合の仕組みを、つまり国体の護持の仕組みを突き崩していく。

さらに、1970年代以降、先進各国の多国籍企業がアジアへの海外投資を進めることによって、東アジア諸国が輸出主導型の経済成長を遂げ、新興工業国として台頭するようになる。韓国、台湾、シンガポール、続いて中国が、日本との激しい輸出競争を展開するようになり、その結果、日本のアジアにおける経済的覇権は大きく揺らぎを見せるようになる。

戦後の経済成長時代における日本は、アジアにおける「経済大国」として、戦前にアジア諸国を植民地支配した体制を経済的次元において継承した。だが、アジアにおける新興工業国の台頭と日本の長期不況によって、日本のアジアにおける経済的覇権は大きく後退する。

要するに、日本が国体を護持しその見返りとして米国の軍事的覇権を受容するという日米間の国家的妥協が、日本の社会秩序を維持する機能をしだいに失っていく。

このような変化に直面して、日本の政府は、米国の軍事的支配に依存しつつ経済成長を

追求するという、戦後における従来の方針を転換し、日米関係における日本の軍事的・政治的役割をさらに強化する方向をめざすようになる。日本は、すでに1978年に日米新ガイドラインとして「日米防衛協力のための指針」を打ち出し、「朝鮮有事」の際に日本周辺で武力衝突が起きたときに自衛隊と米軍で任務を分担することを定め、「日本が自衛のための適切な防衛力を保有」（『日本の防衛』1979年7月）するとして、日本の軍事的役割を明示している。この方針をさらに推し進めるようにして、1999年には「周辺事態法」が制定され、日本にとって脅威となる事態が生じたときには自衛隊の軍事行動が可能となる立法が制定された。この延長線上に、2016年の集団自衛権（同盟国が攻撃を受けたときに自国が攻撃されたものと認め、反撃することができる権利）が制定され、さらには憲法九条に自衛隊を盛り込む改憲案が展望される。

さらに、自民党は2018年になって「防衛計画の大綱」を見直し、弾道ミサイル、巡航ミサイルなどの攻撃を受けたときに対応する「総司令部の常設化」や「敵基地反撃能力」を検討しようとさえしている。改憲を進める以前に、すでに憲法の戦争放棄条項を骨抜きにするような軍事化が実質的に進められているのである。

2 戦後市民社会の転換

戦後体制を支えていた日米の国家間妥協が危機に陥ったとき、日本の経済が企業主導型資本主義から新自由主義的資本主義へと向かい、日本の国家が権威主義化し軍事力を強化する方向へと向かう。この経済の新自由主義化と国家の軍事力の強化という、一見相反するかのような動きはどこから生じているのであろうか。

この動きを支えている根底にあるのは、日米の国家間妥協が大きな揺らぎを見せながら、日本人民衆がみずからの主権を国家間妥協に疎外している状態が継続していることにある。「戦後」社会の「創造神話」であった日米の国家間妥協が危機に陥っているにもかかわらず、日本人民衆がみずからの意志で侵略戦争をやめていない状態が持続していること、つまり、日本人民衆がみずからの主権を放棄し続けていることが、危機の方向を大きく規定しているのである。

日本の支配者は、敗戦時に、国体の護持のために敗戦を受け入れ、その見返りとして米国の軍事的支配に服すことによって、「戦後」秩序をうちたてた。しかし、冷戦の終焉と長期の経済的不況を契機として、日本の支配層は米国の軍事的依存から脱して、自前の軍事力を装備したい、という願望を抱くようになる。「普通国家」になるという願望がそれである。この願望は「戦前」への回帰ではない。「戦後」の社会秩序が国体の護持に立脚しているがゆえに、日本国憲法の神話作用の揺らぎを契機として、その神話作用によっ

て沈殿していた国体の権力が国家の表舞台に浮上してきたことを意味する。それは、みずからの意思で侵略戦争をやめていない状態が支配者の意思となってたちあらわれたものにはかならない。

同じようにして、経済が新自由主義的な資本主義へと構造転換するのも、支配者に主権を譲渡し続けている民衆の権利意識の虚弱さが大きな要因となっている。日本企業は、労働者の賃金カット、不安定雇用、長時間労働によって労働費用を削減し、労働分配率を引き下げて、企業の内部留保を増やし、企業利益をひたすら追求しようとする。労働者の組織的な抵抗が弱い状態において、人件費のコストカットと労働強化は、企業が経営危機から脱して企業を防衛し強化するためのきわめて手っ取り早い経営戦略だと言える。労働者はたがいの連帯と協力によってみずからの権利を行使して資本に対抗するのではなく、労働者間の敵対と分断を受け入れ、労働者同士の競争を通して所得を増やそうとする。労働組合の組織力はますます後退する。このような民衆の主権委譲が、日本の国家主義の強化と新自由主義的資本主義の進展を許している。

戦後社会を支えていた日米の国家間妥協の動揺は、その基盤の上に立脚していた日本国憲法と経済成長体制の神話作用を大きく衰弱させる。憲法の国民主権も、経済成長も、もはや国民を統合する機能を果たせなくなる。

経済成長の恩恵を受けていた労働者が分断し孤立させられ、貧困化し、過酷な労働を強いられるなかで、労働者の不満は、企業や国家に向かうのではなく、国内の社会的弱者、そしてアジアの近隣諸国に向けて発散させられる。在日アジア人を「在日特権」とみなし、移民を排撃する動きが高まる。アジア諸国の経済的台頭に対するコンプレックスが「嫌韓」「嫌中」という憎悪の感情をかき立て、排外主義的ナショナリズムを増幅させる。

労働者の権利意識の衰弱が排外主義的ナショナリズムと接合するのは、戦後体制を生み出した民衆の主権の委譲のゆえである。日本の民衆が自分の意思と判断で侵略戦争をやめていないという状態が、戦後体制の構造的危機に直面して、日本国憲法や経済成長の神話作用を突き破り、市民社会の表層に公然とその姿を現わすのである。

六 市民社会における歴史認識をめぐるヘゲモニー闘争

戦後日本の構造的危機を契機とする国家と経済の転換は、そのために、市民社会における歴史認識をめぐるヘゲモニー闘争を呼び起こす。

冷戦が終焉を迎えた1990年代になって、それまで冷戦体制下で沈黙を強いられた日本の侵略戦争の被害者たちが日本の国家犯罪を告発する訴訟を起こすようになる。1991年に元

日本軍「慰安婦」の金学順（キム・ハクスン）さんが日本政府を提訴する。さらに、学校の教科書では、日本の国家犯罪の実態が記載される。1992年に小学校の全教科書に「南京大虐殺」が記述され、1994年には高校の日本史教科書のすべてに「従軍慰安婦」の記述がおこなわれる。

そして、政府が「慰安婦」、強制連行について事実を認め、謝罪する談話を発する。1993年の河野洋平官房長官談話では、「慰安婦」制度に強制性があったことを認めて謝罪がなされ、同年、細川首相が「先の戦争は侵略戦争」であったことを認める。1995年には村山富市首相が談話を発して、侵略と植民地支配を謝罪する。

さらに、とりわけ1990年代に入って、日本の国家犯罪が、日本国内の市民社会の問題、あるいは日本とアジア諸国の外交問題を超えて、国際社会の次元において告発されるようになる。国家次元を超えて、被害者個人の人権という視点からグローバル市民社会の価値規範が日本の国家犯罪を裁く時代が出現する。

1994年には、国際女性差別撤廃委員会が、「慰安婦」問題について日本政府がしっかりと対応するように要求をおこなった。1995年の世界女性会議では、日本軍の「慰安婦」問題が討議され、犯罪者の処罰と被害者の補償を求める行動綱領が採択される。1996年には国連人権小委員会でクマラスワミ報告書が提出され、日本の「慰安婦」制度を性奴隷制とみなし、人道に対する罪と認定する。さらに、2000年には国際女性戦犯法廷が東京で開催され、天皇裕仁および日本国家が強姦および性奴隷制度に対して人道の罪を負うことを認定する有罪判決が下される。同じ年の夏には、国連人権小委員会で、マクドゥーガル報告が提出され、日本軍「慰安婦」制度についての日本政府の責任が明確にされ、日本政府が被害者への補償義務、および加害者の処罰について国家的責務を負うことが明記される。

このように、国内外の市民社会において日本の国家犯罪を告発する動きが高まっていくが、この動きに対抗するようにして、1990年代になると、日本の国家犯罪を否認し、その告発を「自虐的だ」と批判する動きが、日本の市民社会の内部から立ち上がってくる。

1996年に「新しい歴史教科書をつくる会」が発足し、日本の国家犯罪を告発する動きを、日本を貶める「自虐史観」だ、として批判し、「日本人としての誇り」をもてるような教科書をつくらうという運動が湧き上がる。

1997年には「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」が『歴史教科書への疑問』を発刊し、河野談話を批判する。同じ1997年には、日本会議が結成され、国民主権を否定し、天皇中心の国体を守る社会をめざす市民団体が発足する。この団体は、日本国憲法を「押しつけ憲法」と批判し、教育勅語を復活させ、アジアの民衆に対する性暴力や虐殺に関する国家犯罪を教科書から削除するよう要請する。また、侵略戦争を否認し、東京裁判を否

定する。戦後の日本国憲法を法原理とする社会を市民社会の内部から否認する市民団体がここに公然と出現する。そして、自民党を初めとする国会議員の多くが、日本会議の主張を支持する議員懇談会を組織する。

ピースおおさかのリニューアルの動きもすでにこの時期から始まっている。大阪市・大阪府・八尾市などの議員が中心になって、1997年に「戦争資料の偏向展示を正す会」を結成し、ピースおおさか、大阪人権博物館、ヒューライツなどの展示内容を「偏向」あるいは「反日プロパガンダ」だとして批判して、集会、署名運動、市への申し入れ、冊子の刊行などの運動が高揚する。

南京大虐殺、「慰安婦」制度の強制性、強制連行といった国家犯罪は、日本の歴史研究者によってすでに検証されている歴史的事実である。にもかかわらず、その歴史的事実を否認して、日本国憲法の法原理にもとづき国民主権を謳う社会を公然と批判し、天皇を主権とする社会の復活を公然と唱える社会運動がこの時期に台頭したのである。

それはなぜなのか。この動きは、本論における「戦後」概念の批判的検討から明らかのごとく、戦後を否定して戦前に復帰しようとする動きではない。それは、国体の護持を存続させた戦後社会の深層に潜む集団心理が、日米の国家間妥協が揺らぎ始め戦後の創造神話が衰弱するとともに市民社会の表舞台に浮上してきたものにほかならない。日本の民衆が侵略戦争をみずからの意思と判断でやめていない状態が、戦後存続し、その状態が社会の下意識から表舞台にせり出してきたことを意味する。

民衆がみずからの意志で侵略をやめ、みずからが犯した加害の責任を受けとめて被害者に謝罪しようとする動きと、侵略戦争をみずからの意志でやめることなく、みずからが犯した加害の事実を否認し侵略犯罪を隠蔽しようとする動きが、市民社会の表舞台で衝突する。この市民社会における歴史認識をめぐるヘゲモニー闘争は、日米の国家間妥協の揺らぎを契機とした日本における国家と経済の再編の動きと密接に連動しているのである。

むすび 「戦後」という「創造神話」に抗する社会闘争

ピースおおさかを立ち上げた社会闘争も、このような日本の市民社会における歴史認識をめぐるヘゲモニー闘争の重要な一翼を担っている。ピースおおさかを設立する運動の源流をなしたのは、「大阪大空襲の体験を語る会」である。この会の運動は、大阪空襲の被害体験を記録すると同時に、日本人の侵略戦争における加害の事実を記録するという視座を据えていた。

吉田裕 [1995] は、この会の運動の起点がベトナム反戦運動にあることに着目する。こ

の会の運動は、1960年代のベトナム反戦運動においてみずからがベトナムを空爆する米軍を容認する加害者となっているという意識を契機として始められた。そのために、会の活動は、被害と加害という両側面から戦争を振り返るという視点をその運動の当初からはらんでいたのである。

この会は1972年に「大阪大空襲体験記」を発刊する。そしてこの運動を軸に、大阪府遺族連合会、大阪府軍人恩給連盟、大阪府傷痍軍人会、部落解放同盟大阪府連、原水爆禁止前面軍縮大阪府協、大阪母親大会連絡会、新日本婦人の会大阪府本部など19団体の協力によって、1981年に大阪府に「平和祈念戦争資料室」が設置される。この資料室の設置理念にも、日本の加害責任が明記された。自治体が日本の戦争の加害責任に言及するということは、「当時の自治体としては画期的なこと」（小山仁示 [1994] 270頁）だったのである。

その10年後の1991年に、公益財団法人大阪国際平和センター（ピースおおさか）が開館する。こうして、ピースおおさかは、「戦争の加害性・侵略性の問題を正面からとりあげた自治体レベルでの戦争記念館」（吉田裕 [1995] 175頁）として誕生することになる。

この開館に際して、ドイツのフランクフルター・アルゲマイネ紙が、加害者としての自己検証をおこなったピースおおさかに着目している。ドイツのメディアがピースおおさかの加害展示に着目したことは、戦後ドイツの市民社会におけるナチズムの自己検証の歴史を振り返るとき、とりわけ意義深い。戦後ドイツにおいても、1960年頃までナチズムは一部の指導者、軍事エリート、資本家の責任とみなされ、市民社会自身が戦争責任を問う視点は弱かった。1960年代になってようやく、教会、学生運動、歴史研究、文学・芸術、裁判所など、市民社会のさまざまな領域でナチズムを主体的に担った経験について、歴史的検証と自己批判がおこなわれるようになる。つまり、市民社会自身がナチズムを生み出した自己の責任を問い、歴史の集合意識を書き換える作業が進められたのである（これについては、ユルゲン・コッカ『市民社会と独裁制』を参照されたい）。

ドイツのメディアにとって、ピースおおさかの開設は、日本の市民社会がかつてのファシズムをみずからの責任において問おうとする自己検証の取り組みとして映じたのであろう。

ピースおおさかの設立は、「戦後」体制を根底で支えている原理を問い直すという歴史的意義をはらんでいた。つまり、それは、民衆と自治体が一体となって、みずからの意思と判断で侵略戦争をやめる、という取り組みとしてとらえられるものであった。

それに対して、2015年にリニューアル・オープンしたピースおおさかを生み出したものは、日本人民衆がみずからの主権を国体へと疎外し続ける状態の発現であり、みずからの意志で侵略戦争をやめない状態の高揚である。

このようにして、日本の市民社会における歴史認識をめぐるヘゲモニー闘争が、ピースおおさかの展示をめぐる展開されたのである。リニューアルを告発した市民の裁判闘争は、「戦後」という日本の神話を解体し、侵略犯罪をみずからの意思と判断でやめる闘いとしての意義を有している。

「戦後」体制が、国体の護持と米国の軍事的支配という国家間妥協によって構築され、その根底に日本人民衆が侵略戦争をみずからの意思と判断でやめていない状態が続いているかぎり、「戦後」は終わることはない。安倍首相が唱える「戦後レジームからの脱却」とは、侵略戦争をみずからの意志でやめていないという、戦後の深層に潜む民衆の社会意識を公然化することであって、戦後の深層に潜んでいる「戦前」の公的な承認を意味する。だから、この勢力は、「戦後レジームからの脱却」を唱えつつ、同時に「明治の150年」を祝賀しようとする。両者には何の矛盾も、齟齬もないのである。

「戦後」という体制から真に脱却するためには、日本の民衆がみずからの意思と判断で侵略戦争をやめるという決意をし、そのための努力をしなければならない。それは、日本の政府と市民社会が否認している日本のおこなった国家犯罪の事実を具体的に調査し、その犯罪をみずからが裁き、加害者を処罰し、被害者に謝罪し、賠償することである。この取り組みを通して日本人ははじめて国体という他者による呪縛からみずからを解き放つことができる。そして国体を護持するために米国の軍事的支配にみずからの主権を委ねた状態からの脱却も可能となる。そのときはじめて、日本国憲法および経済体制がはらむ神話作用は崩壊する。そして、民衆がみずからの経験と判断にもとづいた社会を創造する道が切り開かれる。

参考文献

- 東浩紀 [2008] 『動物化するポストモダン』 講談社現代新書
- 藤田省三 [1994] 「「安楽」への全体主義」『全体主義の時代経験』 みすず書房、所収
- 河原宏 [2012] 『日本人の「戦争」』 講談社学術文庫
- Harvey D. [2003] Paris, Capital of Modernity, Routledge. [『パリーモダニティの首都』 大城直樹・遠城明雄訳、青土社]
- Kocka J. [2010] Civil Society and Dictatorship in Modern German History, University Press of New England [『市民社会と独裁制』 松葉正文・山井敏章訳、岩波書店、2011年]
- 小山仁示 [1985] 『大阪大空襲』 東方出版
- 小山仁示 [1994] 「大阪大空襲の記録化」 岩波講座『日本通史』 別巻2, 岩波書店
- 矢部宏治 [2015] 『日本はなぜ「基地」と「原発」をやめられないのか』 集英社
- 豊田祐基子 [2009] 『「共犯」の同盟史』 岩波書店

「戦後」を問い直す（齊藤日出治）

劉傑・川島真一編 [2009] 『1945年の歴史認識』 東京大学出版会

齊藤日出治 [2012] 「市民社会と歴史の集会的記憶」『大阪産業大学経済論集』 第13巻第1号

[2014] 「「戦後」という日本社会の歴史認識」『日本文化の明と暗』 近畿大学日本文化研究所編，風媒社，所収

[2016] 「現在に生き続ける植民地主義」『変化と転換を見つめて』 近畿大学日本文化研究所編，風媒社，所収

戦争資料の偏向展示を正す会 [1997] 『「人権」「平和」の美名のもとに情報は操作されている—大阪国際センター・大阪人権博物館を検証する』

孫崎亨 [2012] 『戦後史の正体—1945—2012年』 創元社

森有正 [1979] 『森有正全集』 第5巻，筑摩書房

横山篤夫 [2016] 「ピースおおさかりニューアルの経緯と展示の問題点」『歴史科学』 225号，6月

吉田裕 [2005] 『日本人の戦争観』 岩波文庫（初版は1995年）

読売新聞社編 [1971] 『昭和史の天皇』 第14巻，読売新聞社